

食 品 安 全 委 員 会 企 画 専 門 調 査 会

第 14 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 18 年 2 月 13 日 (月) 14:00 ~ 15:47

2 . 場 所 食 品 安 全 委 員 会 大 会 議 室

3 . 議 事

(1) 平成 18 年度食 品 安 全 委 員 会 運 営 計 画 に つ い て

(2) その他

4 . 出 席 者

(専 門 委 員)

富永座長、飯島専門委員、市川専門委員、伊藤専門委員、近藤専門委員、
佐々木専門委員、澤田専門委員、鋤柄専門委員、武見専門委員、西脇専門委員、
福土専門委員、宮脇専門委員、山根専門委員、山本専門委員

(参 考 人)

服部専門参考人

(食 品 安 全 委 員 会 委 員)

寺田委員長、寺尾委員、坂本委員、小泉委員、中村委員、見上委員

(事 務 局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勧告広報課長、
境情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官

5 . 配 布 資 料

資料 1 企画専門調査会に当面調査審議を求める事項 (平成 18 年 1 月
12 日食 品 安 全 委 員 会 決 定)

資料 2 平成 18 年度食 品 安 全 委 員 会 運 営 計 画 (素 案)

参考資料 1 平成 17 年度食 品 安 全 委 員 会 運 営 計 画 の こ れ ま で の 実 施 状 況

のポイント（未定稿）

参考資料 2 平成 17 年度食品安全委員会運営計画のこれまでの実施状況
について（未定稿）

参考資料 3 平成 18 年度食品安全委員会委員会予算（案）の概要

参考資料 4 平成 18 年度組織・定員要求の結果について

6．議事内容

○富永座長 それでは、ただいまから第 14 回「企画専門調査会」を開催したいと思います。

本日は、14 名の専門委員とともに、服部専門参考人が御出席でございます。また、土屋専門委員と渡邊専門委員が御欠席でございます。

なお、食品安全委員会からは、担当委員である寺尾委員、坂本委員とともに小泉、見上、中村委員にも御出席いただいております。寺田委員長並びに齊藤事務局長におかれましては、現在国会で予算委員会が開催されておりまして、そちらに御出席でございますが、国会の方の用務が終わり次第、御出席いただくことになっております。

それでは、先に資料の確認をお願いいたします。

○小木津総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず一番上の資料でございますが、議事次第でございます。議事次第の裏側を御覧いただきたいと思います。

本日の議事は「（１）平成 18 年度食品安全委員会運営計画について」ということでございますが、配付資料が並んでございます。

まず座席表の次に、資料 1 でございますが、これは当面調査審議を求める事項、前々から配付させていただいている資料でございますが、この中に運営計画という項目がございます。

続きまして、今回の議題のメインのテーマでございますが、資料 2 「平成 18 年度食品安全委員会運営計画（素案）」でございます。8 ページまでの資料でございます。

次が参考資料ということでございます。今日の御審議の参考ということで、17 年度、これまで運営計画に基づいて、どの程度進捗したかということで、そのポイントと更にそれを文章化したものを、暫定版ですので、未定稿ということで配付させていただいております。続きまして、参考資料 3 でございますが、これは既に前回配付して御説明させていただきました予算に関する資料でございます。

参考資料 4 でございますが「平成 18 年度組織・定員要求の結果について」という資料で

ございます。

以上でございます。

○富永座長 ありがとうございます。

それでは、お手元の議事次第の裏側にございます「４．議事」の「（１）平成 18 年度食品安全委員会運営計画について」。資料 2 でございますが、その他一括して、これを中心に事務局から御説明いただきたいと思います。

○小木津総務課長 それでは、御説明をさせていただきます。

まず、参考資料 1 と参考資料 2 という、先ほど御紹介したものがございますが、参考資料 1 を御覧いただきたいと思います。

これまでの運営計画、16 年、17 年とございましたが、運営計画の大体の構成でございますが、ここにありますように「１）委員会の計画的な運営」ということで、委員会全般の話をまとめてあります。17 年度におきましては、これまで委員会を 40 回、そして専門調査会を 121 回開催しております。

もう一つの柱として「２）食品健康影響評価の実施」、リスク評価の実施でございます。ここにありますように、ガイドラインの作成でありますとか、自らの判断で行うリスク評価。そして諮問を受けて行うリスク評価、こちらの方は、これまでのところ、17 年度では 88 品目についての評価要請を受けて、62 品目の評価結果を返したという実績でございます。

また、リスク評価の関係では、リスク評価の結果に基づく施策の実施状況を監視するという役割がございますが、このための調査を 10 月に行っております。

リスク評価のための基礎的な研究としての評価技術研究。17 年度から開始しておりますが、18 年度は 5 研究領域を採択しているということでございます。前回、既に御報告のとおりでございます。

また「３）リスクコミュニケーションの促進」という柱がございますが、こちらの方は、今、現状と課題を踏まえまして、在り方の検討をしているところであります。

意見交換会につきましては、17 年度 57 回既に開催しております。メチル水銀や米国・カナダ産牛肉に関わるテーマが多いわけでございます。

評価結果案件につきましては、意見・情報の募集にかけております。

地方公共団体との連絡会議を開催、あるいは食品安全モニターの活動ということで、ここに書いたような活動しております。

「食の安全ダイヤル」、ホームページ、季刊誌等の発行というようなことで、リスクコミュニケーションの促進を図っているところでございます。

「４）緊急事態に関する危害要因別の要綱等の策定」でございますが、今まで特に食中毒に関しまして、緊急時対応の実施要綱をまとめるという作業が 17 年度、これまでの作業でございましたが、18 年度は更にそれを実践的なステージに上げていくということで、後ほど御紹介するような取組を行っております。

「５）食品の安全性の確保に関する情報の収集・整理・活用」、さまざまな収集の手段がございますが、３か年かけて食品安全総合情報システムの構築という課題に取り組んでいるところでございます。

「６）食品の安全性の確保に関する調査」ということで、リスク評価のためのさまざまな調査を実施しているところでございます。

こんな骨組みでございますが、18 年度もこういった骨組みを踏襲して、運営計画の素案をつくっているところでございます。

続きまして、資料の本体でございますが、資料 2 を御覧いただきたいと思います。「平成 18 年度食品安全委員会運営計画（素案）」というものでございます。

１枚開いていただきますと「目次」がございます。今、申し上げましたような構成になっておりますが、一番初めの「第 1」というところが、先ほどの説明の中にはなかったところでございますが「第 1 平成 18 年度における委員会の運営の重点事項」というものを総括的にまとめた部分がございます。

以下、先ほど言いましたように「第 2 委員会の運営全般」。

「第 3 食品健康影響評価の実施」。

「第 4 リスクコミュニケーションの促進」。

「第 5 緊急の事態への対処」。

「第 6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用」。

「第 7 食品の安全性の確保に関する調査」。

このような構成でございます。

続きまして、順に御説明させていただきます。中身は既にメールやファックスなどの形で、御覧いただいております素案の前の段階の資料と大筋は変わってございません。ポイントだけ、これから御紹介させていただきたいと思います。

まず「第 1 平成 18 年度における委員会の運営の重点事項」でございますが、２のところに整理をし直しまして、６つの項目を掲げております。

まず１つ目の項目といたしましては「委員会としての役割を適切に果たしていくために、委員会及び各専門調査会の計画的かつ効率的な運営をより一層推進する」ということで

ざいます。

2つ目でございますが「ポジティブリスト制度の導入に伴う評価案件の大幅な増加に適切に対応するために、迅速かつ円滑な食品健康影響評価（リスク評価）を実施する体制を強化する」というテーマでございます。

3つ目が、同様に「委員会が主体的かつ計画的に食品健康影響評価を実施するために、必要なガイドライン・評価基準の策定等に資する研究として食品健康影響評価技術研究をより一層推進する」ということでございます。

4つ目でございますが、意見交換会の運営方法の向上とか、実施体制の拡充、そして効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発というのが課題でございます。また、新たに地域におけるセミナーの指導者の育成とか、教材の提供を行う事業。これは予算で認められた事業でございますが、これを新たに実施していくということが4つ目の重点事項です。

5つ目でございますが、これは継続的なテーマとして、特に国民の関心が高いテーマに配慮しつつ、ホームページの充実や季刊誌の発行等を通じて、国民に対する正確でわかりやすい情報の迅速かつ適切な提供に力を入れていくということでございます。

最後は、委員会が国内外の食品の安全性の確保に関する情報を一元的に収集・蓄積・提供し、リスク管理機関等との情報の共有・連携体制の確立を図るというテーマでございます。

以上、6つのテーマを掲げまして、18年度の運営をしていくということでございます。

まず、全般的な運営、委員会の会合としましては、毎週木曜日に定例の委員会を開くということでございます。

その次はと書いてありますが「企画専門調査会の開催」でございますが、この専門調査会の役割といたしましては「委員会の運営全般について、幅広い観点から定期的に点検し、改善提案を行えるようにするため、四半期に一回以上開催し、以下の事項について調査審議する」ということでございます。特に何回ということは書いておりませんが、節目ごとにテーマを設定しております。

その下の事項でございますが、まず年度の始めに当たりましては、17年度の運営計画のフォローアップと運営状況の報告書のとりまとめの審議をしていただきます。

また、夏ごろでございますが、委員会が自らの判断で行う食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定の作業をお願いするということでございます。

秋口になりますが、運営計画が半年を過ぎた辺りで、実施状況の中間報告・審議を行う。

そして、年度末になりますと、基本的事項のフォローアップとか、19年度の運営計画の審議を行っていただくというような予定が入っております。

続きまして「リスクコミュニケーション専門調査会の開催」ですが、こちらの方は、手法の開発、あるいは実際にやった意見交換会の評価についての調査審議を行っておりますし、新たな課題として食育の促進に貢献するための委員会の役割等、実際には食品の安全性に係る情報の提供の在り方とか、意見交換の推進方策という役割になってこようかと思いますが、その辺りの審議をしていただいているところでございます。これを引き続き、おおむね1、2か月ごとに開催するということでございます。

「緊急時対応専門調査会の開催」におきましては、おおむね2、3か月ごとに開催しておりますが、緊急事態の対処体制の強化方策の検討という段階に入っておりまして、具体的には緊急時訓練の設定及び訓練後の検証等を、今、行っているところでございます。それを更に続けていくということになるかと思えます。

続きまして「食品健康影響評価に関する専門調査会の開催」でございますが、危害要因ごとに設けられましたリスク評価に係る専門調査会を、随時開催するということでございますが、特にポジティブリスト制度の導入に伴う評価案件の増大に対応するために、関係する専門調査会におきましては、分科会とかワーキンググループ形式などの調査審議方式を活用しながら、開催回数の計画的拡充を図って対応していくということでございます。

また、2でございますが、こちらは運営状況報告書、運営計画の作成、ともに企画専門調査会で御審議いただく案件でございます。

続きまして「第3 食品健康影響評価の実施」でございます。

まず「1 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定」というテーマがございますが、17年度に策定されました食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針案を、引き続き試行を行いながら、早期に確定版を策定していくというテーマが1つございます。

また、平成17年度に着手した遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品の安全性評価基準（仮称）の策定の作業を、18年度末までに終えるというようなスケジュールが入っております。

また、その下の「2 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討」でございますが、これは既に御存じのとおり、企画専門調査会でさまざまな情報・意見等を踏まえて御審議をいただいて、その候補を委員会に報告するというのを、18年度もや

っていただくということでございます。

4 ページでございますが、評価に至らない情報についても、国民の理解の促進のために、ファクトシートなどの作成という形で、わかりやすく解説していくということでございます。

「3 現在、リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の処理」でございますが、特に課題となっておりますのが、ポジティブリスト制度の導入に伴う対応を迅速、円滑にやっていくということがあります。

また、17 年度に評価要請を受けた案件については、18 年度中に終了できるように努めていくということでございます。

続きまして「4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査」でございます。18 年度におきましても、半年ごと、2 回にわたりまして、9 月と 19 年の 3 月ごろ委員会に、施策の実施状況を行った報告を行うということで、監視という役割を果たしていくということでございます。

「5 食品健康影響評価技術研究の推進」は、予算も 18 年度倍増いたしましたので、引き続き力を入れていくということでございますが、特に 5 ページの方にありますように、第 3 期科学技術基本計画などに反映して、その重要性をきっちりと位置づけていただく。また厚生労働省、農林水産省とも連携・政策調整の強化を図りながら、効率よく研究の推進を図っていくということに力を入れていくということでございます。

この辺りは、特に 18 年度書き足した部分でございます。

「第 4 リスクコミュニケーションの促進」でございます。

「1 意見交換会等の開催」を挙げておりますが、18 年度におきましても、一番上のパラグラフにありますように、関係府省が連携して、全国各地で意見交換会を 30 回程度開催するという目標を掲げております。

また、意見交換会におきましては、国民の関心が高いテーマ、あるいは一方で関係者相互間の考え方が著しく乖離しているテーマなどを取り上げるということと、リスク分析手法の考え方についても、引き続き関係者への浸透を図るということで、力を入れていきたいと考えております。

また、地方公共団体との共催による意見交換会も、地域バランスを考慮しながら、10 回程度実施していきたいということでございます。

リスクコミュニケーションの十分な実施のための、体制の拡充に努めていきたいということでございます。

続きまして「２ リスクコミュニケーション推進事業の実施」。18年度は新規事業を実施していくということでございますが、このねらいは、リスクコミュニケーションへの参加者のすそ野を広げ、また食育の推進にも資する観点から、新たに地域における食品安全セミナーを積極的に推進するため、関係団体やNPO等が行うセミナーの指導者の育成、教材の提供を行うといった事業でございます。これを推進していきたいということでございます。

６ページにまいりまして、全国食品安全連絡会議を９月ごろ開催いたします。

また、４番目ですが、食品安全モニター470名を委嘱いたしまして、活動していただくとともに、地域ごとに食品安全モニター会議を開催して、情報・意見の交換を図っていきたいと考えております。

「５ 情報の提供・相談等の実施」ということですが、この媒体といたしましては、ホームページ、季刊誌による情報提供と併せまして、「食の安全ダイヤル」という電話による相談、問い合わせへの対応を引き続き行っていくということ。

17年度の運営計画のときにも議論にありましたが、一般国民に対する報道の重要性を踏まえながら、実際に懇談会を四半期ごとにやっておりますが、マスメディア関係者との間で定期的な意見交換を行うなど、適時適切な情報の提供に努めるということを、特記しております。

6でございますが、リスク管理機関、そして委員会の行うリスクコミュニケーションに係る事務局の調整を月２回のペースで、担当者会議を開催して行っています。

7番目は新しい事項であります。17年度7月に施行された食品安全基本法への対応ということにも、力を入れていきたいということでございます。

続きまして「第５ 緊急の事態への対処」でございます。

既にマニュアルはでき上がったところでございますので、緊急時の訓練を開催することによって、その中身を充実していくということでございますが、初動の迅速性・適格性の確認を行う。初動以降の対応における適格性を確認していく。そして緊急時対応要員を中心とした危機発生時の実践的対応能力の向上等を図るというようなねらいで、緊急時訓練を行うというのが1つ目でございます。

2つ目としては、そういった訓練から明らかになってきた改善点等を、実施要綱あるいは実施指針の中に反映していくということでございます。

また、更に緊急時対応に備えた事前準備の在り方とか、あるいは緊急時を想定した訓練、あるいは訓練に係る事後検証により抽出された課題への対応の在り方に関する強化方策な

どについて検討していくということで、必要に応じ、体制整備を行うといった課題がございます。

続きまして「第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用」でございます。

御承知のように、16年度からの3か年事業である食品安全総合情報システムによりまして、情報の一元化を図っているところでございますが、本年度は人材情報データベースの構築ということで、完成を図っていきたいということでございます。

8ページは、情報の収集、整理、活用の中の2つ目の柱「2 国際会議への参加等」ということでございますが、食品の安全性に関する国際会議に委員等を派遣するということ。

また、海外の研究者、専門家を招聘して、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図るという、2本柱で対応していきたいと思っております。

最後でございますが「第7 食品の安全性の確保に関する調査」ということで、こちらの方は、調査の内容等について分野ごとに、平成18年6月ごろまでに、18年度に実施すべき調査課題を選定していくという目標を掲げております。

内容といたしましては、例年通りのテーマに、具体的なものを選んでいくということでございますが「 国内外の危害に関する情報の収集・整理・分析に関する調査」。そして、2番目としては「 食品健康影響評価を実施するために必要な毒性試験データ等の収集」。

3番目としましては「 リスク管理の実施状況を的確に把握するために行う、市販されている食品等の安全性の実態調査」。

4番目としましては「 毒性発現メカニズムの解析、危害の分析手法の確立等食品健康影響評価の的確な実施に必要な科学的知見の蓄積」。

5番目ですが「 委員会が開催した意見交換会を評価・検証するとともに、欧米諸国等におけるリコミュニケーションの最新の事例等について調査」といった課題がございますが、これらにつきまして、調査課題を選定していくということでございます。

以上、素案の内容について、簡単に御説明させていただきました。

○富永座長 どうもありがとうございました。

今回の議題は、資料2「平成18年度食品安全委員会運営計画（素案）」が主な課題でございます。資料2は、あまり簡単過ぎず、あまり詳し過ぎず、大变的確でわかりやすい資料だと思います。

今回も参考資料2として入っておりますけれども、前回は平成17年度の計画の実施状況、

計画をどのように実行したかとありますと、非常に詳し過ぎてよくわかりませんが、これは非常に頭に入りやすい、理解しやすい資料になっていると思います。

私の方から、非常に簡単なウォームアップのようなコメントを、先にさせていただきますと、用語のことに関連しまして、特に食品安全総合情報システムは、だんだん整理、構築しているところございまして、大変いいことですが、例えば１ページの第１の第２項の、ボツの最後です。「・ 食品安全総合情報システムの整備については」云々の４行目のところが「一元的に収集・蓄積・提供し」となっております。

７ページにいきますと、第６の見出しは「情報の収集・整理及び活用」になっております。

また、１の本文２行目には「収集・蓄積・提供し」となっております。

最後の行は「収集・提供する」になっておりまして、ときどき用語が出たり入ったりして、統一がとれておりません。情報は収集して、データを蓄積して、それを整理して、活用することになりますけれども、活用も食品安全委員会、あるいは関係者が内部的に活用することと、整理したものを外部に発信する、情報発信があると思います。ですから、少し用語が出たり入ったりしておりますので、事務的に整理していただきたいのが１点です。

○ 小木津総務課長 承知しました。

○ 富永座長 お願いします。

ちょっと素朴な質問でございますが、前々から話題になっておりますけれども、１ページの第１の２項の４行目、ポジティブリスト制度は導入されているんですけれども、非常に関係の深い伊藤専門委員とか、山本専門委員などはよく御存じなんですが、ほかの専門委員はあまり御存じないかもしれませんので、ポジティブリスト制度というものを、わかりやすく、なるべく具体的に解説していただけないか。

○ 小木津総務課長 簡単に申し上げますと、食品衛生法の改正によりまして、農薬等の食品における残留基準というものについての考え方が変わりました。従来の考え方は、残留基準が設定されているものは、それを守らなければならないと。設定されていないものは、基本的には自由に流通していたというのが現状でございます。

したがって、言わばネガティブリストの状態であったということでございますが、これをポジティブ化するというので、リストアップをしたものについては、必ず守らなければならない。リストに載っていないものは、基本的には流通しているものの中に含まれてはいけないという形になります。

ただし、意図しないで入ってしまう微量なものについては、一定の基準以下であれば

いと線引きをしますが、その足切り基準は非常に低いものでございまして、それをオーバーしてしまえば、流通してはならないということで、より安全性が確保されやすい制度になるということでございます。逆にいいますと、リストアップされる基準が一度に多数増えるものですから、それを受けて食品安全委員会としては、一つひとつリスク評価をしていかなければいけないけれども、仕事が一気に 700 ぐらい増えてしまうと、それが徐々にこちらにくるということでございます。

○富永座長 ありがとうございます。大変明解に御説明いただきまして、ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から御説明いただきました資料 2 に関連しまして、順不同、どこでもよろしいですから、何か御質問あるいは御意見をいただけましたら、お願いしたいと思います。どうぞ。

○伊藤専門委員 今、早速話題になったポジティブリストの導入という部分ですけれども「・ ポジティブリスト制度の導入に伴う評価案件の大幅な増加に適切に対応するために」云々と書いてございます。

その下の方には「情報の共有・連携体制の確立」という言葉で結ばれていますので、多分問題はないかと思えますけれども、食品安全委員会が管轄して実施される評価案件の問題と、評価のやり方も含めてですけれども、厚生労働省、あるいは検疫所が分担されるリスク評価の協力体制といえますか、あるいは連携といえますか、同じような仕事を両方でやっていて、700 検体の評価結果を出すのに、時間がかかり過ぎるということもないような部分を含めて、どういう具体策を検討されているのか、その辺を若干でも御説明いただければなと考えています。

○富永座長 ありがとうございます。いい御質問ですね。

どうぞ。

○小木津総務課長 制度的な話を申し上げますと、18 年 5 月からこの制度が施行されるんですが、それまでの間、個別のリスク評価というのは、私ども食品安全委員会でやりませんで、厚生労働省の責任におきまして、暫定的な基準をつくると、それが設定されますので、世の中はそれで動き出します。当然ながら、検疫とか、そういった方もそれで動き出します。

それは、準備期間が短い中でのスタートなので暫定的にスタートいたしますが、今度は改めて、それが本当に適切なものかどうかということ、資料を添えて、食品安全委員会に対し厚生労働省が諮問してまいります。その諮問に答えていくという形で、私どもは仕

事をしていくということでございます。

○富永座長 おわかりでしょうか。それでよろしいですか。

○伊藤専門委員 はい。大変よくわかりました。

実は、3年ぐらい前に中国産のハウレンソウが発端になって、こういうことになったわけで、このときに私も山本専門委員も、当時の厚生労働省の高谷監視安全課長との間でNHKのインタビューを受けて、結局、特定の国の特定の食材を自主的にではなくて、法規制で輸入禁止にできる法律に改定するという方向につながっていった経緯があります。それが今のポジティブリスト制度の活用ということにつながってきていると思っています。

○富永座長 ほかに御意見、あるいは御質問ございましたら、御遠慮なくどうぞ。

○服部専門参考人 何点かあるんですけども、1つはポジティブリスト制度について、私は農薬をやっている者ですので、今いろんなところで農家の方とか、または農薬、肥料の流通の方への説明会を毎回やっているんですけども、これは決めたのだでしょうがないんですが、ポジティブリスト制度という言葉は国民に非常にわかりづらい。何回説明しても、なかなかわからない。確かに、ここでも何回か出ているんですけども、カタカナではなくて、本来は日本語でもう少しわかる言葉にさせていただきたかったなという思いが、非常に強くあります。これは要望です。

今回の計画の中で、要望が2点ばかりあります。

まずは、3ページ目です。第3のところに「1 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定」という項目がございます。私も食品安全委員会の各専門調査会が、今、非常に精力的に評価をさせていただいているのはわかるんですが、例えば、化学物質なら化学物質の毒性、または安全性をどのように食品安全委員会が考えて評価するのか。例えば、発がん性というものについて、どういうふうな考え方で評価をするのかと。こういう考え方が非常にわかりづらい。または、今まで出ていないのではないかと思います。

そういう意味では、国民にとって食品健康影響評価をどういう概念で、基本的な原則でやるのかというところを、できるだけ早く策定をしていただきたい。今、微生物関係と遺伝子組換えの問題だけは進んでいるんですが、その他の食品、農薬も含めて、考え方というものをできるだけ早くつくっていただきたいなと思っています。

もう一点は、4ページのところにあるんですが、先ほど来からもちょっと話題に出えますけれども、ポジティブリスト制度の暫定基準の評価をしなければいけない化合物は、758化合物あると言われています。これを評価するというのは、今までの状況からすると、本当にできるのかなと非常に疑問に思っているわけです。

というのは、ここには細かい資料がございませんけれども、食品安全委員会ができてから二年八か月ぐらい経っているわけですが、その中で評価が終わった農薬の数というのは、たかだか 20 ぐらいしかないんです。2 年半で 20 しかやられていない。758 をこんな状況でやったら、何十年かかるかわからないわけです。効率的に行う、またはほかのところ、ワーキンググループ等も活用してというような書き方はされているんですが、この辺は国民の声に応える意味でも、中立性または科学性というものは保たなければいけないんですが、やはり効率的にということも是非念頭に置きながらやっていただきたいなと思います。

業界の中でも不満が出ているのは、農薬の登録申請をしたけれども、こちらで評価が終わって登録になるまでに、4 年以上かかっているというような状況もございますので、是非審議の促進ということは、図っていただきたいなと思っています。

以上です。

○富永座長 ありがとうございます。今、服部専門参考人から大変重要な、切実な要望が 3 点行われました。

最初の第 1 点のポジティブリストというものを、何とかわかりやすく日本語で表現していただけないかと。難しいかもしれませんが、それはまた事務局で御検討いただきたいと思います。

2 点目、特に 3 点目は、要望で御質問ではなんですけれども、この際事務局からお答えいただけますか。

○國枝評価課長 まず初めですが、例えば化学物質の発がん性などの評価の件について、1 つはこの中でいうと、いわゆる 4 ページのところの「5 食品健康影響評価技術研究の推進」ということで、たしか来年度も少し増額になりまして、化学物質の評価についての案件という課題で、今、公募がされていると思うんですけれども、1 つはそういう形での調査研究ということが非常に重要だということです。

もう一つは、各専門調査会で幾つかについては、既にガイドラインに着手しているんですけれども、他方、個別の品目の審査をしなければいけないという問題がありまして、化学物質も汚染の関係のものとかもありまして、どちらを優先するかという問題もあると思います。海外でもかなりいろいろと研究が進んでおりますので、その部分については両輪ということで、それなりの情報を収集しながら、最終的には専門調査会の方で、そういったガイドラインの作成に着手していかなければならないのかなと思っています。

もう一つは、農薬等のポジティブリストの関係です。758 あるいは一律基準、あるいは

除外基準の評価ということになります、1つは、今、厚生労働省の方で年度ごとの依頼計画、大体百数十品目ぐらいつつ、毎年依頼することになると思うんですけども、それが出てくると、私どもの方でやることになります。

もう既にちょっと話がありましたけれども、農薬等についての分科会をつくる、あるいはワーキンググループをつくるということで、今、人選を進めていまして、既に海外でも反映をされているようなものがございますので、できるだけ迅速にやっていかなければいけないということで、今そのやり方については、まとめて、こちらから厚生労働省、あるいは農林水産省の方に示させていただいているところです。

既に評価書が、海外あるいは国際機関などでもできていますので、それにプラスして、最近の状況までの部分を少し追加してやる形になると思いますので、どの程度、迅速、効率化ができるかというのは、非常に難しいと思うんですが、やはりそれについては、できるだけ早くやるということも1つ重要なことだと思いますし、また、逆にいうと、早く迅速にやった段階で、不十分な部分、特に重要な部分は、再評価という形で、またぐるぐる回していくような形で、できるだけ早目にできないかなということ、今、事務局としては考えております。具体的などころについてはお示しできませんが、今、既に案というものをつくって、関係省庁とは協議をしております。

○富永座長　ありがとうございました。

山本専門委員、どうぞ。

○山本専門委員　ポジティブリスト制について、特に農薬の新しい基準については、私も要望ということで、是非お話をさせていただきたいです。

今回のポジティブリスト制の考え方は、750、農薬は560ぐらいたったと思うんですけども、それに135の農作物をかけると、全体的に9万ぐらいの基準があるわけです。その中に、既存の基準はそのまま持ち込みましたと。暫定基準としては、コーデックスの基準があればそれを入れますと。それがなければ登録保留基準を入れる。そういう一定のルールでやっているわけです。一番問題なのは、やはり何のデータもないというものは、とりあえず一律基準にしましょうという考え方なんです。

これは、むしろ食品安全委員会の職務としては、一つひとつの農薬のリスクを評価することよりも、残留農薬の規制の仕方が、そういう仕組みでいいかどうか。ここが、まず議論されないと、一つひとつの農薬のリスク評価をするということは、まさに服部専門参考人がおっしゃったように、ここでもう膨大な仕事になりますね。我々がこの業務に携わっている中で、今回のポジティブリスト制の決め方そのものが、本当にいいんだろう

かということが、よくわかりません。

これは厚生労働省が立案をして、規制をし始めたことですから、多分食品安全委員会ができる前にスタートしていたんだと思います。そういう意味では、食品安全委員会が、こういう基準をつくるときに、どういうルールでやったらいいかというようなことを、一切厚生労働省には伝えていないという現状で走っていますので、この際、厚生労働省がどういう要望をしてくるかわかりませんが、むしろ本当にああいう規制の仕方がいいのかということ、じっくり考えていただきたいなという希望が1つです。

もう一つは、先ほどから出ているリスク分析手法では、これは5ページの「第4 リスクコミュニケーションの促進」のところに「リスク分析手法の考え方について」というようなことが書いてあるんですけども、私、毎度毎度の機会をとらせて言わせていただいているんですけども、いわゆる健康被害とリスクというのは、全く同じではないと思います。そのところがどうも伝わっていないので、あるときは健康被害がどうのこうのということで、それがいかにもリスク分析であるかのごとく議論されて、一方で、健康被害は確かにあるけれども、確率として極めて小さいというものを針小棒大にとらえてリスク分析をしているから危ないんですと。どうもその辺の考え方が、なかなか浸透していない。専門家の中でも浸透していないし、ましてや国民の中では、全く浸透していないと。福士さんには申し訳ないけれども、そのときの感情で動いているマスコミもそういう動き方をしているという中で、このことをどうやっていただけるか。どうやるべきかということ、本当に御議論いただけるとありがたいなと思います。

○富永座長　ありがとうございます。

一方では、リスクコミュニケーションを盛んにやっておりますけれども、企画専門調査会では、いろんな関係者の本当の意見のコミュニケーション、関係者のコミュニケーションにもこれは役立つと思いますので、今の要望もできるだけきちんと対応していただければ、いいと思います。

ほかに何でも結構ですから、どうぞ。

○市川専門委員　1ページの「第1 平成18年度における委員会の運営の重点事項」の2番の4番目のポツのところに「地域におけるセミナーの指導者の育成や教材の提供を行う事業を実施する」とあります。ここをちょっと説明していただきたいんですが、この教材というのは、指導者を育成するための教材と認識していいのか、あるいはセミナーに来ていただく一般の人への教材と考えていいのでしょうか。それとも両方ということなんでしょうか。

○西郷リスクコミュニケーション官 これについては参考資料の３に、ちょうど「平成 18 年度食品安全委員会予算（案）の概要」というものがございます。

今年の予算については、前回御説明がありましたように、２本の柱を立てて、２ポツのところに、リスクコミュニケーションの強化のことが書いてあります。

具体的には、裏返して見ていただきまして「２．リスクコミュニケーションの推進」のところの一番上の「・ リスクコミュニケーション推進事業（新規）」とありまして、900 万円ほど今度いただく予定になってございます。具体的にはこのことを指してございます。

今、御指摘の教材の部分につきましては、そもそものイメージは、今、山本専門委員からございましたように、リスク分析のやり方そのものとか考え方も、なかなか浸透できていない中で、個別にいろんな評価が進んで、いろんな議論がされているという中で、そういったことを簡単にわかっていくための、関心の高いものについては、そうやって早わかりできるような資料が必要でしょうということが１つです。

それを使っていただくためには、やはり関連団体等が行うセミナーの指導者というものは、今まで食品安全委員会というのは東京に１つだけございまして、今まで意見交換会だ何だというと、委員の方や専門委員の方に御出張いただきまして、各地でやってございすけれども、直営でやるのには限界がございす。勿論関係省庁にも御協力はいただいているのでございすけれども、最近では、例えば消費者団体の方々だとか、あるいは N P O の方々が食品のリスクについて、いろいろ考えてみるというようなところもございす。

このような方々が意見・情報の交換をなさる際に皆さんにお使いいただける、指導者にもご参考になると思うんですけれども、リスク分析の中身でございすとか、仕組みでございすとか、そのときそのときの、例えば主な評価で、国民の生活に大きな影響を及ぼしそうなリスク評価というのは、どういう考えで行ったかといったことにつきまして、なるべくわかりやすいものをつくろうということになってございす。

ですので、我々の考え方といたしましては、微々たるものでございすけれども、例えば関連団体と言われるようなところにやっていただくためには、例えば、事前に委員の方にあちこち行っていただいて、打ち合わせをいただくようなことも、少しできるような仕組みになってございす。ただ、合計 900 万円でございすので、できることには限りがあります。こうした取組の端緒の予算と御理解いただければ幸いかと存じます。

○富永座長 おわかりいただけましたか。

○市川専門委員 ありがとうございます。

○富永座長 ほかにどうぞ。

○武見専門委員 今のところに関連したことで、もう一つ質問させていただきたいんですけども、いわゆるセミナーの指導者と言われる方は、例えばどのような方を想定して、どういうふうな育成をすることによって、どのレベルの方を考えていらっしゃるのかという辺りは、なかなか難しいと思います。やはり質の担保がとても難しいので、その辺について、具体的なお考えなどを聞かせていただきたいと思います。

○西郷リスクコミュニケーション官 御指摘のとおりでございます、委員会の経験といたしましては、今まで地方自治体との連携ということでやってございまして、都道府県中心でございますが、こういったリスクコミュニケーションをするときに、もうちょっと現場で申しますと、そういったところでもこういう活動があるんだということを2、3知ったわけでございます。

例えば、中には生協の方々とか、消費者団体の方々とかが定期的にリスクコミュニケーションに取り組んでいらっしゃるものとか、市町村の保健所などの方々が行っているものとか、あるいは一方では、家庭科の先生方のいわゆる勉強会でございますとか、未だ全国的なネットワークができていないのでございますけれども、幾つか各地にそういった取組があるといったことは、今までわかってきておりますので、そういった中の方で、御必要があれば、何かできないかといったことを考えているところでございます。具体的にどちらのだれということでは、まだないんでございますけれども、予算上は、例えば消費者団体、要するに法人格のあるなしを問わず、そういった団体、そういったことがある団体ということであれば、できるようになってございますけれども、予算の範囲内で何とかやっていくということになると思います。

○武見専門委員 どういう方をというイメージはわかりましたけれども、結果としてねらっているレベルがどこなのかという辺りについて、やはり1つの基本的な考え方みたいなものを整理しておかないと、要するにやればだれでもいいのではないかということではないと思います。そうは思っていない、お考えではないと思いますけれども、ちょっと今の御説明では、その部分はよくわかりません。

○西郷リスクコミュニケーション官 勿論、食品の安全性の関係者ということでございますけれども、これは食べる人全部でございますので、なかなか体系的に難しいんですけれども、リスクコミュニケーションの専門調査会で、どのようなことでリスクコミュニケーションのターゲティングを行うべきかといったところでは、まず理解レベルということでは、例えば、そんなに難しいことがわからなくても、中学校ぐらいで行っている理科のところなどがある程度わかるようになっていくところのレベルの資料にしようといった

ようなことは、リスクコミュニケーション専門調査会などから提言を受けているところでございます。

いろんな意見交換会などをやっていると、要するに普通の一般の生活の感覚というか、生活者の方はなかなか出て来られないこともございますので、逆にそういったところに、こういったことでもっと入り込んでいけたらいいなと考えております。

○武見専門委員 特段認定するとか、そういうことではないということですね。

○西郷リスクコミュニケーション官 認定とか、そんなことではございません。

○武見専門委員 わかりました。

○富永座長 どうぞ。

○宮脇専門委員 今の地域のリスクコミュニケーションの会の在り方について、私も感じていることがありますので、交通費を使ってここまで経費をかなりかけていただいていますので、少し議事録に残していただけたらと思います。

3日ぐらい前なんですけど、高知県の方でも農水省の管轄だったと思うんですけど、食に関する安心・安全リスクコミュニケーションというものがあまして、その案内というか連絡は、私がこの委員会の専門委員だからきたわけでもなく、JAの方の組織の方からきて、ちょうど同じ勉強になるからということで出席しました。

2時間半ぐらいかけて行ったんですけども、その中で感じたことなんですけど、1年に2回ぐらい行っているということだったんですけども、パネラーといいますか、関係の回答者の方々が10名、場内には20名ぐらいの生協の方、消費者の方がぼつぼつといらっしゃるぐらいで、普通の集まりよりもかなり勉強されている方々がいらっしゃっていたので、時間的には、すごく質問なども出たりして、私も勉強になりました。

しかし、そこで回答していること、こういうことを何回やるよりも、もっと底辺を広げるというか、普通の方々がいかに多く集まってくれるかという努力をされた方がいいのではないですかというような、私も意見を言わせていただいたんですけども、非常にもったいなかったです。いろんな分野の方がいらっしゃって即答で、非常にわかりやすい回答で、スーパーでお買い物をされているような主婦の方が、素朴に普通に感じている疑問を言って、すぐ回答がくるというのは、すごく安心を与えられる、信頼できるというところで、この委員会自体にもすごく苦情が聞かれまして、BSEの関係では、非常に信頼というところで、国の責任はどうなっているのかというような意見が出たりもしました。

しかし、こういう時期にやって、そういう消費者の声がたくさんあるのに、本当に集まりが少ないというのは残念に思ったので、是非そういうことに努力していただきたいなと

思いました。

○ 富永座長 ありがとうございます。大変重要なコメントだったと思います。ありがとうございました。

ほかにございますか。どうぞ。

○ 鋤柄専門委員 3つほど質問させていただきます。

第1の2番目の3番目のところのガイドラインと評価基準という言葉があるんですが、ガイドラインと評価基準というと、ちょっと意味がよくわからないんですが、例えば守らなかった場合に罰則があるとか、そういった印象まで受けてよろしいのでしょうか。

○ 富永座長 では、1つずつ答えていただきましょうかね。

○ 境情報・緊急時対応課長 ここの意味ですけれども、基本的に食品健康影響評価を行うためですから、科学的知見に基づいて、客観的に評価するということになるわけです。当然データもリスク管理官庁、あるいは業界からも提供していただく、あるいは国際的に情報を集めて対応するということになるわけですので、どのように評価していくかというガイドラインをきちっと示すということでございます。

例えば、最近であれば、薬剤耐性菌の問題についても、耐性の評価のためのガイドラインをきちんとお示ししておりますので、そういったものがガイドラインということになるかと思えます。

当然、評価基準となりますと、それにまた1つの数値といったものを加えたものが基準になってこようかと考えております。

○ 小木津総務課長 追加して補足させていただきますが、例えば3ページの「第3 食品健康影響評価の実施」の中の「1 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定」というところを書いてございますが、ガイドラインの中に括弧して書いてありますように、それは守らなければ罰則がかかるような、そんなたぐいのものではありませんで、1つの目安になるものという意味合いで、基準という言葉はちょっと強いかもしれませんが、評価指針とか考え方とか、それぞれの厳密度合いによって、いろいろとふさわしい言葉はあろうかと思いますが、おおむね全体を総称してガイドラインという言葉に該当するものを想定しております。

○ 富永座長 では、次の質問をどうぞ。

○ 鋤柄専門委員 その2つ下の国民に関心が高いテーマに配慮しつつ、ホームページ等の利用ということがあるんですけれども、実際に家庭の中で食事の管理をしているような立場のお母さん方は、現状でホームページや季刊誌を目に触れる機会は非常に少ないのでは

ないかと感じております。ですから、テレビの宣伝、新聞、そういったものの言葉をここに書くことはできないのでしょうか。そういったものの利用は想定の中にはないのですかということです。

○富永座長　どうぞ。

○吉岡勸告広報課長　委員会としての情報の発信ということでは、こちらに書かせていただいておりますように、ホームページ、それから季刊誌等を直接の媒体としておりますが、併せてマスコミに対してもプレスリリースを都度、適時行いまして、記事にさせていただるかどうかというのは、マスコミ側の判断になるわけでございますけれども、情報提供を行うとともに、食品安全委員会の委員の先生方と定期的にマスコミの記者の方、あるいは論説委員の方との懇談の場を設けまして、理解をしていただくようにという努力はしております。

○富永座長　先ほどの御質問は、特にホームページにアクセスできる人は限られていて、新聞とかテレビでということは、非常に切実な要望だと思うんですけれども、確かに新聞記事にしても、社会部の記事にはなかなかないと思うんですけれども、生活部とか科学部みたいなところで、解説記事とかというような形でなれば、非常にわかりやすいのではないかと思いますし、高齢者の人も目に触れる可能性がありますので、報道機関でもそういう点に御配慮いただければありがたいと思います。

福土専門委員、どうでしょうか。

○福土専門委員　今おっしゃったことは、もっともでありまして、ただ、なかなか一般にはわからないところがあると思いますが、食品安全委員会を始めとして、官庁の情報は、まず記者クラブというところにいって、一般にいくというケースが多い。そうすると、記者クラブには大体内閣府の管轄ですと、政治部であるとか、いわゆる硬いニュース、硬派ニュースと我々は言いますが、そちらの担当の方ですから、1つは論説委員とか専門の記者の方は勿論なんですけれども、もう少し幅広く情報提供をいろいろなジャンルの記者がおりますし、科学の専門もあれば、生活の専門もあります。

あと、新聞、テレビというだけではなくて、例えば雑誌とか、特に女性誌など、何か定期的でもいいですし、より幅広い意味でのマスメディアに情報提供なりアクセスなसारような機会を、限られた予算ではあると思いますが、その中でつくられていってくだされば、我々も一員として大変ありがたいなと思っております。

○富永座長　そうですね。特に広告のようにお金を使わずに、うまく記事になれば非常にいいですね。

どうぞ。

○伊藤専門委員 読売新聞を申し上げるわけではないんですけれども、仕事の性格上、やはり毎日の報道、テレビも含めて、常にネットの情報もそうですけれども、いつも当たりをつけているわけです。必ずある時間には、テレビのスイッチを入れるとか、勿論新聞もそうですから、そういった意味で見ていくと、非常に素晴らしい、我々が若干でも専門的にほしいと思っているような情報が正確に記事となっていますので、その辺は特に読売新聞社などに、高く評価していただいて、私はいいのではないかと考えています。

問題は、受け取る方、そういうものをほしがるスタンスが、本当に一般の消費者と違いますか、お客のところに、どこまであるかと。その辺がやはりここから食育の問題等で、もっと広めていかなくてはいけないのではないかと、つくづく思っている部分があります。今の動きは、評価していいのではないかと考えています。

○富永座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○市川専門委員 今マスメディアの話が出ております。私は、基本的にはマスメディアというのは、やはり多少なりとも情報に色が出るとか、バイアスがかかるとか、歪みが出るというのは、ある程度しょうがないというか、そういうのを前提で、やはり消費者は情報を受け取るべきだと考えております。

そして、また食品安全委員会の情報を出す側としても、例えばプレスリリースした後、情報をどのようなメディアがどのような記事にしたというのを、きちんと検証していただく。詳しく掘り下げた展開をしてくれたら、やはりそれもきちんと検証をしていただくとか、それをどこかでリスクコミュニケーションという形で、国民にフィードバックをしていただけると、ありがたいなと思います。

一般の方々というのは、科学的な評価というのをなかなか理解しづらいというのは、私も身をもってそう思います。そういう意味で、情報は単に出すだけではなくて、きちんと検証し、フィードバックするということをよろしく願いいたします。

○富永座長 ありがとうございます。

それでは、次の御質問どうぞ。

○鋤柄専門委員 3つ目の質問ですが、最後の8ページの「第7 食品の安全性の確保に関する調査」の の市販されている食品等の安全性の実態調査ということなんですが、これを少し具体的にお知らせ願えないでしょうか。

例えば、食品ですと、販売されているものでいいますと、スーパーなどの店頭には並べら

れているものということなのか、生産現場から流通を含めてすべてということであるのかということです。

○西郷リスクコミュニケーション官 この調査は何か売っているものを買ってきて、本当に食べて大丈夫かということ进行调查のではなくて、例えば摂取量の調査だとか、そういったことから、日量どのくらい食べてくださいというと、たくさん健康食品を取り過ぎてしまうということがよく言われておりますけれども、そういうことが実態として起きているとか、そういうことを若干聞き取りなどの調査をするといったことをやるのかなと考えております。

○富永座長 よろしいですか。

○鋤柄専門委員 ちょっと質問の的が外れていたようですが、市販されている食品等の安全性の実態調査ということから、衛生管理とか、そういった面のことかととらえたもので、ちょっと質問の的が外れていたと思います。

○伊藤専門委員 補足ですけれども、今、地方、地域のそれぞれの保健所が定期的に立ち入り、収去という制度がありまして、店頭で販売している商品を、書類を切って、購入ではなくて、持ち帰っていただいて検査をしていただいています。ですから、この時期ですと、宮城県産の生食用のカキの収去とかが非常に多くなりますし、タイミングによっては輸入食品の検査が入るなど、いろんなことが定期的に入っていますので、ルーチンの仕事としては、きちっと地方の行政機関でそういう仕組みができ上がっています。

御存じかとは思いますが、一応御案内させていただきます。

○富永座長 ありがとうございます。

服部専門参考人、どうぞ。

○服部専門参考人 今の関連なんですけれども、食品安全委員会と、例えば厚生労働省との役割をはっきりしていただきたいと思いますと思うんですが、農薬等も含めてですけれども、厚生労働省が中心になって、各地方行政と、例えば食品中の農薬のモニタリングというのは、市販されているもので全部やっているわけです。または、国民の栄養調査等々もやっているんですが、今リスク管理機関がやっている、こういう安全性の実態調査と、食品安全委員会が主体としてやる安全性の実態調査は、どこでどういうふうに分けて、重複しないのかということ、または重複しないようにしっかりやっていただきたいと思います。

○富永座長 どうぞ。

○一色事務局次長 食品安全委員会で、新しく諮問をされて、それに基づいて評価を出したとします。それをまた厚生労働省等が、いわゆる使用基準等を決めます。それが適切に

管理されて、国民が1日摂取許容量を超していないかという観点から、調査をするということがあります。ですから、すべてをやるというつもりではありません。

○富永座長 お待たせしました。山根専門委員、どうぞ。

○山根専門委員 全く別件で、今日の議論からちょっとずれるかもしれませんが、御意見をいただければと思います。

トレーサビリティということではちょっとお伺いしたいんですけども、今トレーサビリティということでは、あちこちで推進が進んでいると思います。それは私もとてもいいことだと思うんですが、消費者団体等にメーカーというか、生産者の方から、いろいろ問い合わせがよくきまして、どこまで本当に消費者は情報を求めているのかとか、細かいことをやったら大変なコストだから、コスト負担についてはどう考えているかという問い合わせをよく受けるんです。

私どもにすれば、何か議論が違うのではないかと考えていまして、勿論できればいろいろ知りたいとか、いろんな生産のことを身近に感じたいという希望はありますけれども、どこまで細かくしてほしいとか、こういうことならコストを幾ら負担しますとか、どのテーマだったらどうだとか、そういうことではないと思っているんです。まずトレーサビリティがどうして必要なのかとか、どういうことに利用、作用するんだということの説明みたいなものが、メーカーや消費者にちょっと不足しているのかなと。そもそもそういう説明とかは、どこがリードしていくのかなというのが最近わからなくなってくることがあります。

もう一方では、事故が起きたときに、すぐにたどれるからということ言えば、今はDNAの分析というのがとても進んでいて、その手法を用いれば細かく紐がつながってなくても、すぐもとがわかるというような考えも聞くので、その辺を聞くと、また余計に混乱するところがあるので、どなたか御意見をいただければと思います。

○富永座長 では、西郷リスクコミュニケーション官、お願いします。

○西郷リスクコミュニケーション官 トレーサビリティシステムそのものは、管理省庁のお話なのですが、よくリスクコミュニケーションで食育問題が出るものですから、耳にたこができるほど管理省庁がおっしゃるのを聞いているので受け売りなんですけれども、彼らがおっしゃるには、トレーサビリティシステムは安全性の確保そのものを目指したのではなくて、今おっしゃったように、何か事が起きたときに、トレースできて、原因を究明し、その事後対策をとりやすくするとかということがあります。

もう一つは、調べればどこで何をつくっているということもわかるんだということがあ

って、そういうことをやっている、安全意識とか、間違っただけであってはいけないという意識が高まるということがあって、今、牛にはトレーサビリティが義務づけられているわけですが、野菜などにもトレーサビリティが完備していないと、安全性に問題があるのではないかという誤解が一部にどうもあって、そこはそうではありませんという御説明を結構一生懸命、管理省庁はされているようです。

管理省庁はそういう言い方のわけですが、私どももそう思っておりまして、安全性を直接左右するというものでは先ないと。ただ、何か起こったときに追跡するという点については、当然有効なやり方だと思っております。そういう整理で今までずっときているということで、お考えいただければよろしいのではないのでしょうか。

○富永座長 よろしいですか。

○山根専門委員 はい。

○富永座長 ほかにございませんか。飯島専門委員、どうぞ。

○飯島専門委員 別件ですけれども、ここに食育と書いてありますけれども、我々薬剤師の場合は、学校薬剤師というのがありまして、学校で薬の使い方、薬の恐さ、いろいろなことを教えているんですけれども、食育という言葉が、何か所か出てきているんですけれども、具体的にはどのようなことを描いて、こういう言葉が出てきているか、教えていただければと思います。

○富永座長 では、西郷リスクコミュニケーション官、お願いします。

○西郷リスクコミュニケーション官 食育というと、具体的に今の動きは、昨年7月から施行されています食育基本法に基づきまして、幅広い意味で食に関する教育というものを、いろいろ推進していこうと。そのための運動といったものを進めていきたいと思いますということになっております。

福士専門委員が委員としてお入りになっておりますけれども、小泉総理を会長とする食育推進会議という、13人の閣僚と、12人の委員がお入りになっている食育推進会議という会合をやっておりまして、今、基本計画というものを3月までにつくろうということで作業が進んでおります。

幾つか柱がございまして、食品の安全性そのものも柱の1つ、安全性の情報提供といったところが柱の1つになってございますけれども、それよりは、例えば地産地消とか、あるいはバランスのとれた食事をしようとか、例えば食の文化的な問題でございまして、ありとあらゆる食べ物に関する事についてということが、いろいろ盛り込まれるようなことになっております。

今ホットな議論になっておりますのは、朝御飯を食べない子が多いとか、学校給食の問題、学校給食は費用的な問題もあり、合理的に安くということもあるわけですが、一方では、給食を一生懸命やりたいという方からすると、お子さんがきちんと栄養がとれる場が、給食という場しか今はなくなっているという説もあります。

しかし、一方では、やはりそういうのは家庭がやらなければいけないのではないだろうかとか、そんな議論もいろいろございまして、なかなか価値観を伴う議論にときどきなりがちなものですから、時々、激しい議論になることがございますけれども、基本的には食べ物で、薬の話は特に議論になっていないかと存じます。

ただ、食品安全委員会といたしましては、リスクコミュニケーションといったところで、食品の安全性に関する正しい情報を、先ほどどなたかもおっしゃっていましたが、消費者の側からも、要するに情報を見分ける力と申しますか、たくさんある情報の中から、一喜一憂しないように、どういうふうにやったらリスクの感覚はついていくだろうかといったようなことで、正しい情報の提供という面で、リスクコミュニケーションを通じて貢献したいということで、今、計画を策定中というところになってございます。

○飯島専門委員 薬の話をしてほしいということではありません。食は科学的なものとかいろいろなものが関わってものができているわけです。流通もそうです。そういうものを小isanときから学校で教えた方がいいのではないかと考えているんです。

ですから、例えば栄養士さんに入ってもらうとか、いろんな方に入ってもらい、食というものはこんなに大事なものだということを、小isanときから教えないと、やはり大きくなってからはなかなか理解できない方が結構多いと思っているんですけれども、そういうことも考えてらっしゃるんですね。

○西郷リスクコミュニケーション官 その辺、非常に御心配になっている方が多くて、さきほど問題となった食育推進会議のメンバーに学校栄養士の方だとか、あるいは日本栄養士会の方だとか、その他お医者さんもおいらっしゃいますし、いろんな方に入っていて、それこそすごい議論になっております。

特に学校の中ではということで、今まで栄養士でいらした方が教諭の資格がないので教壇に立てるとか立てないとか、そういう問題もあったようでございますけれども、栄養教諭というものが今度は置かれることになって、今、少しずつ配置されているようでございます。そういった方々が授業も行って、栄養バランスの側面や食文化など食についての多彩な教育が、今後、それに応じて進んでいくということにしなければいけないという議論に今なっております。

○ 富永座長 ありがとうございます。

ほかに、どうぞ。

○ 近藤専門委員 ポジティブリスト制に戻って質問でございます。758 品目がこれからリスク機関から俎上に上がってくるといってございまして、この数字がいつ、1 年のうちにわかっている以上は、ずっと食品安全委員会の方へ評価を求めてくるものかどうか。

それから、これの中で国際的にもう基準値が正式に決まっているようなものが、どれほどあるのかどうか。

もう一点は、生産事業者において、食品関係の製産物、例えば牛乳だとか、米だとか、いろんなことがあると思うんですけれども、農薬や動物医薬品において、実際に今の動物用医薬品については私も専門ですので、基準を守っていればメーカーに対して検査していただいても、その範囲の中をクリアできるわけなんですけれども、本当は、農薬なんかは脂肪に蓄積した場合は、長期間持続的に高濃度に出る場合も過去にあったことを経験しております。そういったものについてはどの程度現実には日本の国内のものについて今まで御存じなのか。その近りを若干わかっているならば教えていただきたいんです。

○ 國枝評価課長 758 の件ですけれども、1 つは先ほども申し上げましたように厚生労働省で年度計画をつくるんですけれども、厚生労働省の中の年度計画の作成のときに、1 つは先ほど質問があったところもあると思います。実際の資料が、これはコーデックスとかあるいは 5 つの国の基準がつくられてきているんですけれども、実際には今の残留の最大値を中心に集めてきておりますので、その元となった資料も含めてこれから集めてくることになるときに、実際にそういった資料が集まらなかったものは、場合によっては依頼そのものをしない、あるいは削除するというのも厚生労働省の方は言うておりますので、実際にこの 750 がすべてではなくて、資料が集まらないようなものについてはなくなっていくというのが 1 つございます。

あともう一つは、この 750 というのは農薬等の基準ということになりますが、農薬等以外には動物用医薬品だとか飼料とかの部分が入ってくるわけなんですけれども、実際には、例えば動物用医薬品の場合ですと、休薬期間などによって一定以下になってしまうということです。普通ですと農薬が残留した場合には、生涯にわたって食べ続けることとなりますので、割と今は長期の慢性毒性もあるんですけれども、動物用医薬品なんかの類薬である場合にはあまりデータがないようなものがございまして、そういったところすべて同じような形の評価基準で、そのものも評価できないだろうと。

あともう一つは、非常に昔のもので、既に改めてやらなくてもある程度わかっている。

そこら辺の切り分けも難しくて、そこをどんな形で取り組んでいくか。

あとは、実際にデータがあるかどうかという部分でして、ここの部分はこれから見ていけないとわからない部分があるんですけれども、今お話にありましたように、少し動物用医薬品とそれ以外の農薬とかとやや違う部分があります。

ただ、農薬は大体基本的には今は禁止されたもの以外は長期わたるということですので、慢性毒性とか、場合によっては発がん性も含めてですけれども、やられているのがほとんどだと思います。むしろ動物用医薬品とかの方がデータが少ないのではないかと考えております。

それから、今、手元にないので申し訳ないんですけれども、いわゆる国際基準とほかの過去のものの部分は、ちょっと申し訳ないですけれども、今はわかりません。

○富永座長 どうぞ。

○服部専門参考人 私がお答えするのもおかしいんですが、知っている限りでお話をさせていただきます。

確かに、今回暫定基準が決まった化合物の数が 758、先ほど山本専門委員もおっしゃいましたけれども、そのうち大体農薬が六百ちょっとだと思うんですが、その中の少なくとも 350 ぐらいは日本で、いわゆる農薬登録としてある化合物でございます。

日本で登録があるということは、最近は食品安全委員会で評価されていますけれども、それ以前に今の農薬専門調査会とほぼ同じメンバーの方も入っていますけれども、薬事・食品衛生審議会、または当時は厚生労働省の諮問機関でありましたけれども、残留農薬安全性評価委員会等々で、いわゆる毒性というか安全性の評価は最近ほとんどやられている。そういう意味では、食品安全委員会としての評価は必要なんですけれども、ほとんど同じ原理・原則をもって評価されているものだということは 1 つ言えると思います。

それから、海外の状況ですと、これも重複しますので何とも言えないんですが、資料にもありますように、コーデックスという W H O / F A O の合同の委員会があります。その中に、J M P R (Joint Meeting on Pesticide Residues) というジョイントの専門委員会がありまして、ここで大体農薬については 200 ～ 300 ぐらいだったと思いますが、同じような考え方で評価をして、いわゆる A D I というものを出しております。

それから、ヨーロッパ、アメリカ等々も長い歴史の中でまた最近新たに再評価というものを実施しておりまして、例えばヨーロッパで再評価が終わったものは、アネックス I というリストの中に入っております。既存の化合物を含めて、そこにはたしか今、百近い農薬についての評価が終わりました。

それから、アメリカ E P A が 1988 年以降、または 1996 年以降に、かなり精力的に既存の農薬の再評価をやっていまして、これの評価結果もかなり膨大な数、二百幾つのものが乗っています。ですから、そういうものを全部併せれば、基本的に暫定基準が設定されたものについて、全く毒性がわからないとか、評価が終わってないということではなくて、日本国内の評価、または国際機関、ヨーロッパ、アメリカ等の評価の結果を考えれば、基本的には今の使用条件の中で問題がないと、少なくとも日本の使用条件の中では問題ないと言えます。

最後の飼料関係については、日本での農薬登録があるものについては、特殊な条件を除いて飼料作物には使わないことになっております。ただ、この 5 月 29 日以降、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」も変わりました。例えば日本で動物用に使う飼料の中で残っていい農薬はこれと。または、それを使った場合には、例えば動物には肉類、またはミルクには残留しない。または今回設定される暫定基準値以内に収まるという形になっておりますので、基本的に日本で動物用飼料として使われた場合に、健康被害を心配するような農薬の残留が食肉に残らないというふうな法律の整備はしっかりされているというふうに理解しております。

○富永座長　ありがとうございました。大変貴重な情報でございました。

ほかに、伊藤専門委員、どうぞ。

○伊藤専門委員　今までのいろいろなお話を代行するわけではないですけれども、食品関連事業者が一番心配しているのは、5 月 29 日ぐらいからスタートするわけですけれども、厚生労働省が保健所を通じて、とにかく厳しくこのポジティブリスト制を施行する。検査対応がなされて、場合によっては違反事例であれば行政処分という対応をされるのかどうかということが一番気になっているところだと思います。

振り返って中国産のハウレンソウのときには、いろいろ基準があって、中国政府からはハウレンソウとコマツナで何でこんなに基準が違うんだと、コマツナは何でこんなに緩いんだと随分言われて、厚生労働省の回答では、日本人は一般的にハウレン草が好きだからとか、しょっちゅう食べるからとか、冗談のような話があったと記憶しているんですけれども、我々もハウレン草で A D I の計算をしたときに、毎日馬のように食べても何ともないという話になったこともありますし、そういうことを含めて本当にどういう評価になるのか。これは、ここに回答していただける厚生労働省の方がいらっしやらないと思うのでわからないとは思いますが結局はそういうところだと思うんです。質問がいろいろ上がってきます。

ポジティブって言葉にしても、私だって最初は積極的に何かやるのか、ポジティブがあるからネガティブもあるんだろうというぐらいの認識だったわけです。食品衛生法が改正・強化されたということに尽きるわけですがけれども、そういうことはほとんど伝わっていない部分がまだまだあるような気がします。心配なので意見させていただきました。

○富永座長　ありがとうございます。

この「企画専門調査会」の議事録は、全部公開されますので、ただいまの伊藤専門委員の御意見なども、農林水産省あるいは厚生労働省の関係者もお読みになると思いますのできっと参考にしていただけたと思います。ありがとうございました。

どうぞ。

○西郷リスクコミュニケーション官　ポジティブリスト制の件につきましては、基本的に厚生労働省、農林水産省が中心でございますけれども、食品安全委員会も加わりまして、いわゆる3府省主催での意見交換会というのをここ2年間ぐらいずっとやってきておりました。

最初のうちはあまりピンと来ないという感じだったんですけれども、やはりだんだん施行となる5月が近付いてきたものですから、どちらかという事業者の方の御心配が非常に多くなってきて、要するに一律基準になってしまって、かなり低いところを取られておりますので、ドリフトでちょっとかかってしまったものが出てしまうんではないかとか、そういったことを非常にセンシティブになってらっしゃる方が非常に多いということになってございます。

これも一緒にやっているからあれなんですけれども、厚生労働省、あるいは農林水産省も必死になってパンフレットをつくったりしております。特に輸入されてくるものについて、どの程度検証できるものかわからないという話については、この場合はどうかというようにケースごとに、コミュニケーションに努められているようでございます。

ただ、まだ彼らも周知徹底は必ずしも十分ではないといった思いがあるようでございます。今後またそういうリスクコミュニケーションは続くようでございますので、そういった会は勿論でございますけれども、ホームページだとか、情報提供もされているようでございますので、御質問とかがあれば是非寄せていただければと思っております。

私どものところに寄せられたものにつきましても、管理官庁にはお伝えしたいと思っております。

○富永座長　ありがとうございました。

福土専門委員、どうぞ。

○ 福土専門委員 別件なんです、技術研究の推進のところ、1つ伺いことがございます。5ページの最初の方のところ。「5 食品健康影響評価技術研究の推進」という項目の後半のところ、平成17年度は食品の安全性の確保云々ということがあって、研究の世界のことはよくわからないので、教えていただきたいのですが、科学技術基本計画に反映させるためというのが、1つの目標というか目安としてあるんでしょうか。つまり計画に乗せることが、何らかのメリットにつながるとか、そういうこの計画の中に食品の安全性という項目を乗せていくことが必要なかどうか、乗せていくことを目指しているのか、それとももう少し前段回で、例えば科研費のような何かを取るとか、そういうふうな具体的なハードルというか、ポイントみたいなものをイメージして書いてあるのか、この平成17年度以下から最後まで文章はちょっと長くて煩雑でわかりにくいので解説していただきたいと思います。

○ 富永座長 どうぞ。

○ 境情報・緊急時対応課長 この第3期科学技術基本計画につきまして、内閣府にある総合科学技術会議で今、作業を行っておりまして、3月末までにこの基本計画を策定し閣議決定をすることになっております。

これは、平成18年～22年までの5か年間の計画を立てるわけでございます。当然そこに集中的に予算を投入して、緊急に対応すべき課題、あるいは国民の関心が高い課題、そういうものに研究費を集中していくという考えでございます。

私ども食品安全関係の研究につきましては、この科学技術研究の予算が18年度には倍増したということで、1億2,300万から2億4,400万と増えているわけですが、19年度につきましても、やはり増額をと今、考えているわけでありまして。私ども食品安全委員会、それからリスク管理官庁であります厚生労働省、農林水産省、この3府省が一緒になって、ここに書いてあります連絡調整会議を開催しながら、連携して、役割分担をしながら、この食の安心・安全につながる研究を進めていこうと考えております。

私ども食品安全委員会につきまして中心となりますのは、食品健康影響評価を行うためのデータを取るとか、そういった研究開発になってこようかと思っております。

したがって、厚生労働省、農林水産省などは、科研費の増額につながっている。この計画の中に入ってくれば、そこに優先的に科研費の増額につながってくるわけでございますし、私ども食品安全委員会であれば、先ほどの研究予算の増加という形に反映されてくるということでございます。

○ 富永座長 ありがとうございます。

ほかに、どうぞ。

○山本専門委員 最後の８ページのところの「２ 国際会議への参加等」とか、欧米諸外国等におけるリスクコミュニケーションの最新の事例等について調査という項目があるんですけども、今回のＢＳＥも含めて、ＯＩＥの出している結論と日本の考え方は相当違うということもありますし、特に我々日本の場合、輸入食品に頼っているということもあって、この辺の国際会議への参加とか、海外との情報交換、情報交流ということで、ここに書いてあることでちょっとわかりにくいところもあるんですけども、何か御計画があるようでしたら教えていただきたいと思います。

○境情報・緊急時対応課長 まず、私ども食品安全委員会としましては、こういった国際会議に積極的に参加して、情報を集めてきて、日本国内の関係者にも伝えていくことが必要だろうと思っております。

また、ここにあります、個別に海外の研究者、専門家も招聘しながら、いつもセットでやっているわけですけども、うちの中での勉強会、一般国民との意見交換会、それから専門家との意見交換、そういったものをそれぞれやりながら、そういった国際的な研究の動向についても意見交換しながら具体的な食品の健康影響評価、あるいはリスク管理に反映させていくというふうに考えているわけであります。

リスコミにつきましても、せんだって西郷リスクコミュニケーション官を中心に、カナダとかオランダの専門家を呼んできて、日本のリスコミのやり方と欧米のやり方、カナダのやり方と比較しながら、消費者の反応とか、そういったものを検討しながら、日本のリスコミの在り方といったものを検討していくとか、そういったことをやっております。御承知のとおり、ＯＩＥでのコードの見直しにつきましては、若干私どもがＢＳＥの評価をしておりますものとは違ったものですけども、その部分につきましては、一義的には農林水産省が代表という形でＯＩＥの総会に出ていきますけれども、せんだって動物衛生課長からも報告を受けましたように、ＯＩＥのコード見直しの方向性を見ながら、リスク機関に私どものリスク評価のやり方との違いとか、今後あるべき姿といったものも念頭に置きながら調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○山本専門委員 これは日本の制度ですから、法律的には難しいと思っておりますけれども、専門委員会の中に外国人が入入るといことは、今の法制度上は無理なんですか。

○小木津総務課長 今の委員、専門委員というのは、内閣総理大臣の任命ということになっておりますので、そういうレベルでの参画はかなり難しいと思いますが、ただ参考人という形で、その会合についてお呼びして御意見とかをいただくというのは可能ではないか

と思います。

○富永座長 よろしいですか。

ほかに、どうぞ。

○市川専門委員 先ほど宮脇専門委員からお話が出ました、リスクコミュニケーションの在り方について一言。

先日、東京都が食品添加物についてのリスクコミュニケーションを開きまして、200人ほど集めて行いました。私は、都の審議会の委員も兼ねておりまして参加したんですけれども、そこでは壇上に都民を15人ぐらい上げて、先生とか会場とかを入れて意見交換をしました。その中で思ったことは、やはり率直に意見を出せる場は必要だということです。最初に、いわゆる学者とおっしゃる先生からA D Iについての説明をしていただきました。A D Iとは、というところから入って、だから評価というのがきちんとされていけば大丈夫ですというお話を一通りして、普通に聞くと、すごくそうですねと聞けます。それで、わかりましたかというアンケートを取っていくんですけれども、やはりA D Iそのものが理解できないという方が、どうしてもいらっしゃるんです。

そういう方がいらっしゃるという現状を考えると、要は食品安全委員会が全力を挙げて評価しても、それがきちんと末端の国民に理解をしていただかないことには、本当の意味での結果が、いい意味の結果としてつながっていかない。その辺りに多分、西郷リスクコミュニケーション官のリスクコミュニケーションというものが、非常に大切に関わってくると思うのです。A D I自体を理解してもらうためのプレゼンテーションとか、A D Iそのものが今一番、このA D IがO KだからO Kなんですみたいなところがなかなか納得してもらえない。

多分そういう方々というのは、もう常に不安を持ってらっしゃる。そういう方々というのは、やはり不安だということをいろいろな形で情報として発信される。また、行政とか企業は、それを受け止めますね。それは勿論無視はできないですから、そういうサイクルがどこかできちんといい方向に向かわないと、いつまで経っても同じことの繰り返しのような気がして、ちょっと私もどうしたらいいんだろうと悩んでいます。

○富永座長 難しい問題ですね。

どうぞ。

○西郷リスクコミュニケーション官 ずっと古くて新しい問題で、要はアセッサーが伝えたいこと、A D Iのようなこととか、このように評価していますということ、それから、実際に生活されている立場で知りたいこと、不安に思うことは、いつも合わないわけです。

何でこんなに通じないんだろうと思っているのですが、実際にはそういうことがしょっちゅう起きているように思います。

では、簡単な資料をつくれればいいではないかという話でやりますと、これがなかなか言うは易しでなかなか大変で、間におりますと、簡単にすればするほど正確性を失っていくわけです。そういった点では、専門家からは、これが正確なものかとはいえず、責任は持てないということがいつも起きているということです。

また、国際会議の話がございましたけれども、法律上ではリスク評価についても消費者を始めとして、食品の関係者みんなが参画することになっておりますので、どのようにすればコミュニケーションできるかということをやったわけですが、実際問題としてなぜ専門家がいるかということを考えてみれば、みんながわかるわけがないわけです。もう何十年もかけて勉強された専門家の方が、必死になって討論されて、現状はこうだといったことをアセスメントされて、これでいきましょうといったことを5分でわかれといっても、それは所詮無理な話であること、また、いろいろ話を聞いていると、実は消費者の方もそんなことがわかりたいのではないということも、少しずつわかってまいりました。ですので、その辺のマッチングをうまくするようなことをしなければいけない。

ヨーロッパの方々、あるいはこの間訪問されたカナダの専門家もそうだったんですけれども、リスク評価の中身をいちいちすごく簡単にして我々はやったわけですが、そんなことをするよりは、これは何に気を付けていけばいいんだといったことについてだけコミュニケーションを図るということでもいいのであるという割り切ったリスクコミュニケーションを相当されているというふうに伺いました。

私どももそれでいいのかということもあります。例えば、よく出ていらっしゃる消費者団体の方なども、プロみたいな方がいらっしゃって、専門家より専門家的になっている方がいらっしゃいますので、そういう方も消費者だとおっしゃっているわけですから、その方にとってはつまらないことになりますので、そういった点で少しターゲティングをして、対象別にいろんなものを用意していかなければいけないのではないかとということに気付いてきたというのが、今の段階ということでございます。御指摘を踏まえましてよりよいリスクコミュニケーションにしていりたいと考えております。

○富永座長　ありがとうございました。

ほかに、どうぞ。

○佐々木専門委員　今の企画調査会なんですけれども、リスコミのことがかなり中心になっていきますので、私も意見を申し上げたいと思います。今の西郷リスクコミュニケーショ

ン官と意見に半分賛成で、半分はてなというところがありまして、やはり消費者に対してリスクをきちっとわかるように説明するのは、食品安全委員会の責任だと思いますし、基本法の中にもきちんとかかるようにしなさいという精神でつくられている部分だと思います。

確かに、いわゆる本当に専門的、科学的な部分について、そのまま話せば、専門家同士でも分野が違えば話が通じませんので、どういうことをどういう流れで評価して、結果こういうふうになりましたという流れと結果の読み方を、きちんと科学的にわかるように説明する、あとどうしたらいいかというのは、さきほど、西郷リスクコミュニケーション官がおっしゃったとおりで、何に気を付けたらいいのかというのを管理機関と一緒に説明したらよいと思います。いわゆる食品事業者に対してのリスクコミュニケーションが非常に重要になってくる部分だと思いますけれども、利害関係者別にレベルを変えるのではなくて、一旦説明責任を果たした上で、どう管理するかというところは利害関係者別にやらざるを得ないと思います。

リスクコミュニケーションについては、本当に世界中でいろんな事例がありまして、先週もヨーロッパの国際会議に出て、いろんな事例を聞いてきたんですけれども、やはり一番消費者の方の理解をどう進めたらいいのかということです。これは食品業界でもすごく悩んでいるところですが、一番根源に置いているのは、消費者はパートナーだと。だから教えるとか理解してもらうのではなくて、あなたたちもフードチェーンの中で安全を保つための役割があるんですと言っています。例えば、買い物をした後、家庭で調理するまでの間は、食品の安全を守るのはあなたたちの責任ですというような訴えかけをしているという事例なんかも見まして、何かあるとすぐお店が悪い、製造者が悪いというふうになりますけれども、では買った後、自分たちはどういうことをやっているんですかということ、食品を安全に保って消費するというフードチェーンの中で消費者が果たす役割ということを、みんなで考えていく必要があるのではないかと思います。

8 ページの最後のところで、「欧米諸国等」と書いてありますが、国内にも大変いいリスクコミュニケーションをやっているところがありますので、地域とかということではなくてやはりいろんな事例、ツールをみてはいかがでしょうか。それから、欧米に出張して調査するのは、なかなかコスト的にも大変だと思います。それで、関係省庁ですとか学会、あるいは食品産業界等々、いろんな国際会議がありますので、そういうところに要望して食品の安全に関するプレゼンやシンポジウムがあった場合には、食品安全委員会に情報を提供してくださいというような働きかけも必要かなと思いました。私も入手した資料は是

非提供したいと思いますので、そういったようなニュアンスを⑤に入れていただければいいかと思います。これは要望で、記述を変えて頂きたいということではありません。

以上です。

○富永座長 大変ポジティブな御意見でございました。ありがとうございました。

ほかに、どうぞ。

○伊藤専門委員 西郷リスクコミュニケーション官の味方をするわけではないんですけれども、多分これが最良であるというリスクコミュニケーションの状況は、まだ日本においては無いと思っています。先日も西郷リスクコミュニケーション官にお誘いを受けて、出てくれませんかと言われて、代わりに山本専門委員が出たんですけれども、私は嫌ですと、背中に看板を背負っているとつるし上げ食いますからと申し上げたわけなんですけれども、事ほどさように今までいろんなところで、宮城県庁、和歌山県庁、北海道庁、各支庁、栃木県庁、あるいは各保健所からの要請もあったりして、そろそろ整理していかないと自分の仕事に影響が出るなんていう状況で、たまたま、食品安全委員会の企画専門調査会の専門委員もやっているということに効き目があるようで、引き合いが非常に多いわけなんですけれども、はっきり申し上げていろんな方々が出席・参加されていますので、暗中模索の状態でもいいんじゃないかと思うんです。それでやらないよりは、はるかにましなわけで、いろんなことを積み上げていけば、少しずつでも進歩、拡大していける状況に今来ているんじゃないか。BSEの問題から食品安全委員会が立ち上がってこういうところまで来ているわけですから、そういう方向にはきちっと進んでいると思います。

さっきわずか900万とおっしゃいましたが、都道府県はそれぞれ別個に予算を持っているでしょうけれども、この900万でもある地域によっては会場代ですとか講師料について負担していただければ、もっと動きがよくなるということもあるでしょうし、そういうふうに考えていただければいいんじゃないかと思っておりますので、もう一人増えると聞いておりますけれども、是非頑張っていただきたいと思います。

○富永座長 山本専門委員、どうぞ。

○山本専門委員 私も若干応援演説をさせていただきますと、私も食品安全委員会に出たこともありますし、厚生労働省からも呼びがかかって、リスクコミュニケーションに出たことがあるんですけれども、正直なことを言いますと民間の企業から出て行って、ああいう席でものを言うことは、ある意味ではバッシングにつながりかねないので、相当神経使うんですけれども、もともとこの食品安全委員会の企画専門調査会の専門委員をお引き受けするときに、我が社の社長と話しした結果、それはもう個人でやりなさいと、それは

いいよと、そういう意味でいろいろそういうところで私どもの実態なり、考えていることを素直にできるだけ申し上げようとは思っているんですけども、そこでちょっと気になるのは、どこの省庁がおやりになるリスクコミュニケーションも、出てこられる方が固定していると。本当に一般の消費者の方、一般の主婦の方がお出になって本当に率直に意見を言える場ができれば、もうちょっと変わってくるんだろうと思うんです。

かといってどうすればいいか。私自身がアイデアを持っているわけではないものですが、あまりそのことは言えませんが、今、各省庁さんがおやりになっているリスクコミュニケーションのやり方をそろそろ変えていくということも考えていかないと、もう本当に毎回同じ方が、ある意味では同じ主張の方々がお出になって、同じ主張をされて、そこと行政と私どものような企業との意見の対立が全く解消しない。

おっしゃるとおり、リスクコミュニケーションで最適な方法はないと思うんです。これは、安全ということと安心ということとは、我々は毎度天と地ほど違っていますと。その違いをどうやって乗り越えようかと。安全というのは科学ですし、安心というのは人間の心理ですから、そこを近づけるためには、我々自身が消費者から信頼されなければだめですということで、普段事業運営をしているつもりなんですけれども、そのことは食品安全委員会もいわゆる信用されると。それから、行政も他のリスクマネジメント機関も信頼されるという状態にならないと、この状態は解消できないと思うんです。それで、それぞれ大変御努力をされているということについては結構なことだと思いますけれども、リスクコミュニケーションの開き方みたいなところは、そろそろ何とか研究をしていただいてもいい時期かなというふうに感じます。

○富永座長　ありがとうございました。それでは、あとでよく御検討ください。

ほかに、どなたか御意見ございませんか。

それでは、本日は大変多くの専門委員から、いろいろな点について貴重な御意見、御質問、あるいは要望を出されました。今回の議題は、資料2の「平成18年度食品安全委員会運営計画（素案）」が中心でしたが、今日の専門調査会では、直接ここを大幅に修正することはなくて、一部の字句修正、少しわかりやすく表現するとか、いろいろな要望がされましたので、この運営計画そのものに盛り込むことは無理かと思いますが、議事録にもちゃんと残っておりますし、各委員から出された要望などは事務局の関係者がそれぞれ受け止めておられると思いますので、将来対応できるものから対応していただければと思っています。

本日は、私は多分1時間もあれば十分で、30分の説明、30分の意見交換で終わるという

ふうに予測しておりましたが、この専門調査会始まって以来の1時間15間にわたる意見交換でございまして、時間は長かったですけれども、それぞれ大変密度の高い御意見の交換があったと思います。

ですから、今回の企画専門調査会は委員間、あるいは委員と事務局との大変いいコミュニケーションになったと思います。大体この時間になりますと皆さんお疲れだと思いますので、本日はこの議題につきましては一応これで終わらせていただきたいと思います。

なお、一部の字句の修正等々は、また私が事務局と協議しまして、これを最終化して食品安全委員会に上げたいと思います。そういう手順で進めさせていただきますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○富永座長 ありがとうございます。今日は本当に貴重な御意見ありがとうございました。

それでは、今後の予定がありましたら、どうぞ。

○小木津総務課長 それでは、今後のこの計画についての取扱いです。今、座長からお話がありましたように、整理すべき点、そして御質問等をいただいた上でわかりにくかった点などについては、もし字句の修正で対応できるものがあれば、また座長と御相談して修正したもので「案」とさせていただきたいと思います。

その「案」の取扱いでございますが、昨年もそうだったんですけれども、予定ございますと16日、今週の木曜日の食品安全委員会の会合におきまして、今回おとりまとめいただきました計画(案)を御報告し御審議いただくということを考えておりまして、その後、国民の皆様からの4週間の意見募集を経まして、最終的に再度委員会にお諮りして、最終的なとりまとめという段取りでございますの、よろしくお願いいたします。

○富永座長 次回のこの会議はいつごろになりますか。

○小木津総務課長 次回の「企画専門調査会」でございますが、まず今回お諮りした計画の素案どおりでございますと、次回は17年度の運営計画のフォローアップと、そして運営状況報告書を取りまとめるという作業でございます。

5月から6月ごろ、年度が明けて開催させていただくということでございます。また、その際皆様方の御都合をお聞きして日程を調整させていただきたいと思っております。

○富永座長 どうもありがとうございました。それでは、これで第14回の「企画専門調査会」を終了させていただきます。

ありがとうございました。